

〈緊急連載〉新型コロナウイルス感染症への法務対応(9)

資金繰り支援と事業再生

大川友宏 弁護士

一 はじめに

本連載第九回では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19:以下「新型コロナウイルス感染症」という)の感染拡大を受けた企業側の資金繰り対応について概観する。世界的な感染拡大により訪日外国人が激減したため、観光業や小売業に直接的な影響が生じており、また、不要不急の外出を控えるよう政府・地方自治体から要請されていることから外食産業にも大きな影響が生じている(本稿脱稿の二〇二〇年四月七日に、政府は改正新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき、東京都・大阪府・その他五県を対象区域として緊急事態宣言を発した)。さらに、日本の製造業も、外国工場の一時的停止、外国仕入先からの原材料・部品調達の困難化、外国販売先からの受注減少などの影響により、売上げが減少し、固定費負担が重くのしかかっている。そのため、中には事業計画の見直しを余儀なくされたり、資金繰りが急に悪化したりす

る企業が増えてきており、企業倒産が増加する兆しも徐々に見受けられている。そこで、以下では、政府による資金繰り支援策の内容および金融機関との個別協議による対応について概観する。

二 政府による資金繰り支援

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける事業者に対して、以下の資金繰り支援策を用意している。以下では二〇二〇年四月二日時点における概要を記載するが、支援策は随時アップデートされるので、最新状況については常に経済産業省のホームページなどを参照されたい(注一)(注二)。なお、信用保証協会、政府系金融機関、商工会議所、商工会連合会、中小機構、よろず支援拠点、中小企業庁、地方経済産業局、各地方自治体などでは、それぞれ経営相談窓口が設置されているので、適時に相談されるようにされたい。

(注一) <https://www.meti.go.jp/covid-19/>
(注二) 二〇二〇年四月二日時点の報道によれば、日本政策投資銀行も大企業向けに出資枠を設けるとのことである。

1 セーフティネット保証四号・五号

セーフティネット保証とは、中小企業者が市町村の認定を受けることによって、一般保証(最大二・八億円)とは別枠で最大二・八億円まで利用できる特別保証の制度(信用保証協会による保証)である。中小企業信用保険法がセーフティネット保証が認められる事由を定めている。このうち四号保証は、台風や地震などの自然災害(突発的事由)が生じた場合に、災害を受けた特定の対象地域内の中小企業者に認められる特別保証であるが(同法二条五項四号)、新型コロナウイルス感染症については全国四七都道府県のすべてが対象地域に指定された。これにより、売上減少(前年同月比二〇%減など)といった一定の要件を満たす全国の中小企業者が四号保証の対象となった。また、五号保証は、全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者に認められる特別保証であるが(同項五号)、二〇二〇年三月三十一日現在、全国的に業況が悪化している業種として五八七業種が指定されている。これによ

り、売上減少(前年同月比五%減)といった一定の要件を満たす、これらの業種に属する中小企業者は五号保証の対象となる。なお、四号と五号の保証を併せて最大二・八億円の保証枠となる。新型コロナウイルス感染症については売上減少などの認定要件が緩和されているので、詳細は最寄りの信用保証協会に相談されたい。

2 危機関連保証

セーフティネット保証に加えて、さらに危機関連保証(同法二条六項)がはじめに実施されている。危機関連保証とは、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に中小企業者に著しい信用収縮が全国的に生じている場合に国が必要と認めるときに行う特別の保証制度であるが、新型コロナウイルス感染症はこれにはじめて認定されている。これにより、売上減少(前年同月比一五%減)といった一定の要件を満たす中小企業者は危機関連保証(最大二・八億円)の対象となる。セーフティネット保証枠(最大二・八億円)と併せると、最大五・六億円の信用保証の別枠が用意されていることになる。ただし、危機関連保証は一部保証対象外の業種があるため、詳細は最寄りの

信用保証協会に相談されたい。

3 無利子・無担保融資

以下の三つの制度を併用することにより、実質的な無利子・無担保での融資が可能になるとされている。

第一に、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設である。これは、日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一定の売上減少要件を満たす事業者に対し、無担保で、一律金利（融資後の当初三年間は基準金利マイナス〇・九％）にて融資する制度である。融資限度額は中小事業で三億円、国民事業で六、〇〇〇万円である。基準利率マイナス〇・九％の部分に対して後述する利子補給が実施されることにより、当初三年間は実質無利子になる予定である。二〇二〇年三月一七日より制度の適用が開始している。

第二に、商工組合中央金庫による「危機対応融資」である。商工中金も同様に、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、同趣旨の危機対応融資による資金繰り支援をする予定である（二〇二〇年四月中旬より適用開始）。

第三に、特別利子補給制度がある。日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス

イルス感染症特別貸付」または商工中金による「危機対応融資」により借入れを行った中小企業者のうち、売上高急減の要件（個人事業主は要件なし、小規模事業者は売上高一五％減、それ以外の中小企業者は売上高二〇％減）を満たす場合には、利子補給することにより実質無利子化が予定されている。利子補給の申請方法など具体的手続については、詳細が固まり次第、中小企業庁のホームページで公表される予定である。

4 マル経融資の金利引下げ

小規模事業者経営改善資金（いわゆるマル経融資）とは、商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度である（通常融資枠は二、〇〇〇万円）。新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した（前年同月比五％減）、マル経融資対象の小規模事業者には、通常融資枠とは別枠で一、〇〇〇万円の融資枠として新たに用意された。金利は当初三年間は通常の貸出金利マイナス〇・九％となる。二〇二〇年三月一七日より制度の適用が開始された。

5 セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）は、社会的・経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上げの減少など業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる中小企業者を融資により支援する制度である。日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫によって実施されている（中小事業七・二億円、国民事業四、八〇〇万円）。対象となる中小企業者は、直近決算期の売上高が前期または前々期に比し五％以上減少していることなどが要件になっていたが、今般、過去だけでなく今後の影響が見込まれる中小企業者まで融資対象を拡大することになった。詳細は同公庫らの相談窓口を確認されたい。

6 生活衛生関係の事業者向け融資制度

飲食店、旅館・ホテル、美容室・理容室といった生活衛生関係の事業者については、日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫が上記3と同様の融資枠の別枠を創設した（生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付）。また、上記3と同様の特別利子補給制度も提供される予定である。さらには、同公

庫らは、衛生環境激変対策特別貸付や生活衛生改善貸付の金利引下げ（新型コロナウイルス対策衛経）も用意している。詳細は同公庫らの相談窓口を確認されたい。

7 金融機関等への配慮要請

政府の関係省庁は、二〇二〇年四月二日現在、政府系金融機関に対して、計四回にわたり新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう要請してきた（適時適切な貸出、返済猶子等の既往債務の条件変更、セーフティネット貸付の活用、迅速・積極的・柔軟な対応、赤字・債務超過等の形式ではなく実情に対する最大限の配慮など）。さらに、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既往融資の条件変更など）を実施するよう要請がなされている。

三 地方自治体による支援

地方自治体によつては独自の資金繰り支援をしているところもあるので、各地方自治体のホームページも随時確認されたい。たとえば、東京都は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者のた

めの緊急融資制度を用意している（注三）。

（注三） <https://www.metro.tokyo.lg.jp/ios/ehodohappyo/press/2020/03/05/26.html>

四 金融機関との協議（私的整理）

以上のような政府・地方自治体による資金繰り支援を勘案しても、個別事案によっては、金融機関からの借入金の返済が困難となっている、または困難となるが見込まれる場合もあるだろう。その場合には、ただちに法的整理を申し立てるのではなく、まずは私的整理の可能性を追求するべきである。たとえば、バンクミーティングを開催して金融機関に対して与信残高の維持を要請したり、金融機関との間で一時停止（standstill）合意を締結したりするのが適切かつ可能な事案もあるだろう（純粹私的整理）。さらには、事業再生実務家協会が主催する事業再生ADR（注四）を申請し、金融機関に対して一時停止通知を送付して、長期借入金の約定弁済を止め、短期借入金のロールオーバーに応じてもらった上で、事業再生計画案を金融機関と協議するのが適切な事案もあるであろう（準則型私的整理）。また、民間金融機関の中には（与信取引がこれまででなくとも）DIPファイナンス的な性質の資金を

提供するところもある。いずれにせよ、こうした私的整理を検討する際には、経験豊富な弁護士にすみやかに相談することが初動対応として肝要である。

（注四） 民事再生、会社更生などの裁判所が関与する法的整理手続ではなく、裁判外の私的手続により、主として金融債権者との話し合いにより債務を調整し、事業再生計画案を合意する手続である。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、産業競争力強化法にその法的根拠がある。

（おおかわ・ともひろ）

2020年度第1回会員定例解説会

「有価証券報告書の記述情報開示の充実に向けた解説会」（仮題）

金融庁では、記述情報の開示の充実に向けた取組みとして、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正（以下、改正開示府令）に加え、「記述情報の開示に関する原則」と「記述情報の開示の好事例集」を公表しています。

今般、改正開示府令が本年3月期の有価証券報告書から全面適用となることを控え、特に上場企業における改正開示府令の更なる理解の促進を目的として、有価証券報告書における経営方針、事業等のリスク、経営者による経営成績等の分析（MD&A）等の記述情報の開示の充実に向け、金融庁担当官による解説会を行っていただくこととなりました。

開催日程等について、詳細が決まり次第、当会HPにてご案内いたします。

会員の皆様をはじめ多数の方のお申込みをお待ちいたしております。

※本解説会は、オンラインで実施し、その後アーカイブとして一定期間ご視聴いただけるようにいたします。

- 配信期間 2020年4月下旬（調整中） その後、アーカイブとして一定期間視聴可能
- 講師 金融庁 企画市場局 企業開示課 担当官
- 参加費 一般/2,000円 商事法務研究会会員/無料
- 申込方法 当会HPよりお申し込みください。開催日正午までにご案内メールをお送りします。ご案内に沿って資料のダウンロードと配信URLへのアクセスをお願いします。